

宅地建物取引士登録消除申請書について

提出書類

- 1 本人確認書類の写し
(本人確認書類)
運転免許証、マイナンバー(表面のみ)、パスポートなど
- 2 宅地建物取引士証紛失届(取引士証の交付を受けているが、探しても見当たらない場合)

取引士証の交付を受けている方は、申請後、返納届とともに取引士証の原物を申請先へ郵送又は持参して返納してください。

(注意事項)

- 1 登録を受けている方は、自ら、登録消除申請をすることができます。
(各県民局等に持参または県外在住者は簡易書留による郵送)
- 2 いったん登録が消除されると、再度登録が必要となります。
その場合、登録申請時点において過去10年以内に2年以上の実務経験があること、あるいは、登録実務講習を修了してから10年以内であることが必要となり、所定の兵庫県収入証紙を添付して申請することになります。